

トヨタグループ・バランスファンド（年1回決算型）

～資産配分変更のお知らせ～

平素は「トヨタグループ・バランスファンド（年1回決算型）」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。この度、当ファンドは運用方針（局面判断）を変更いたしました。つきましては、運用方針等をご報告申し上げます。

運用方針（現在の局面）について

当ファンドはハイブリッドナビ戦略*1においてリスク態度指数*2を用いて局面判断を行い、株式と債券等の資産配分を調整します。

各国の政策対応もあり、グローバル景気に対する過度の減速懸念が後退したことから、2019年2月4日時点でリスク態度指数が上昇局面に入ったと判断し、それまでの株式マザーファンド25%程度、債券マザーファンド50%程度、現金等25%程度の資産配分から、まず移行期間として、株式マザーファンド50%程度、債券マザーファンド50%程度の資産配分にて運用を行っていました。

今般、株式に対する強気局面への転換判断が確定したことから、2019年3月20日に移行期間を終了し、株式マザーファンド70%程度、債券マザーファンド30%程度の資産配分にて、今後の運用を行う方針です。

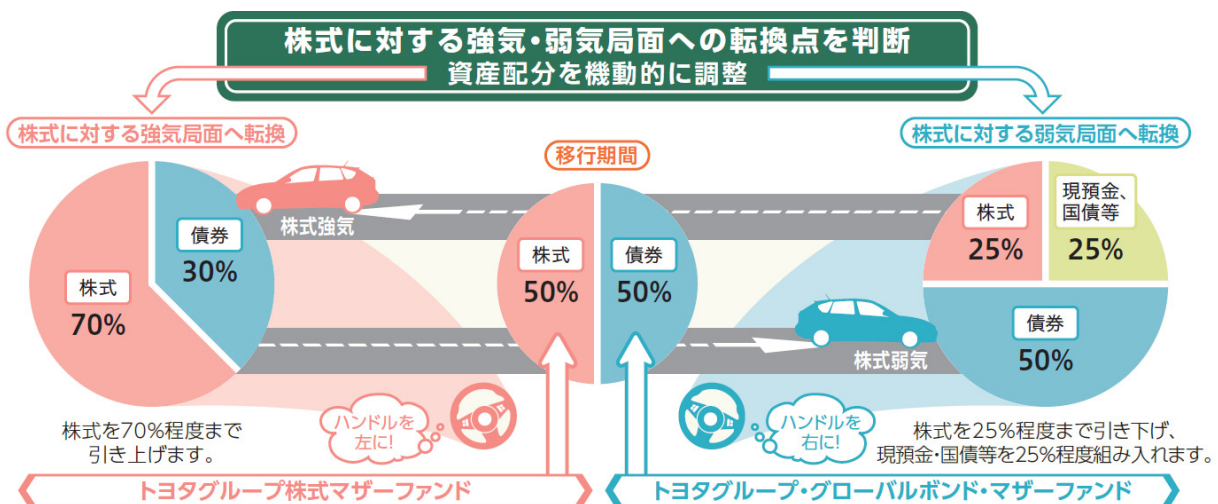
今後も引き続き、リスク態度指数の動向を注視し、機動的な資産配分の変更を行い、運用を行っていきます。

*1 ハイブリッドナビ戦略とは、リスク態度指数を用いて、株式と債券の資産配分を機動的に調整する運用戦略をいいます。

*2 リスク態度指数とは、市場のリスク選好度合いを計るため当社が独自に作成した指数です。

（ご参考）ハイブリッドナビ戦略による機動的な資産配分調整

[資産配分イメージ図]



※当ファンドは原則として委託会社の定量判断に基づき機動的に資産配分の調整を行いますが、結果的に実際の株式や債券の値動きの方向性と一致しない場合があります。

- 株式に対する強気局面（リスク選好的な局面）では株式マザーファンド70%、債券マザーファンド30%程度の資産配分とし、株式に対する弱気局面（リスク回避的な局面）では株式マザーファンド25%、債券マザーファンド50%、短期金融資産・日本国債等25%程度の資産配分を行います。
- 局面判断の有効性を高めるため、資産配分の切替えを行う際に一定の移行期間を設けます。移行期間においては株式マザーファンド50%、債券マザーファンド50%程度の資産配分とします。

※資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、グループ会社の定義等に大きな変更があった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

※上記の運用方針は当資料作成時点のものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。

今後、予告なく変更する場合があります。

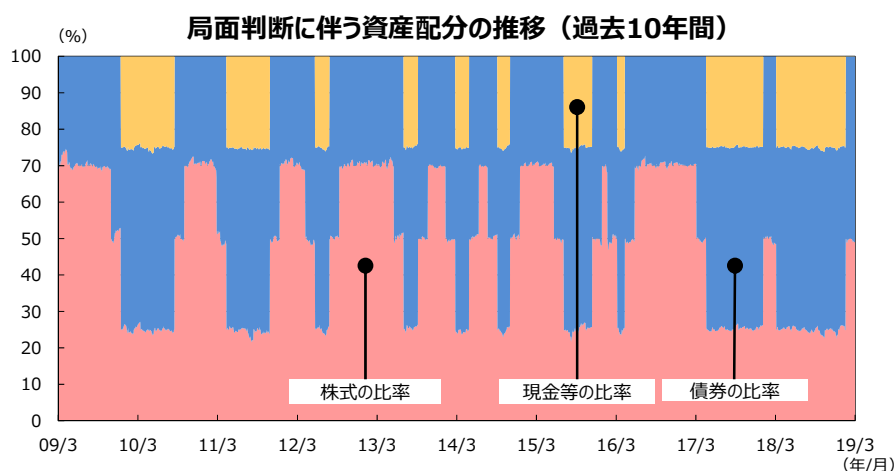
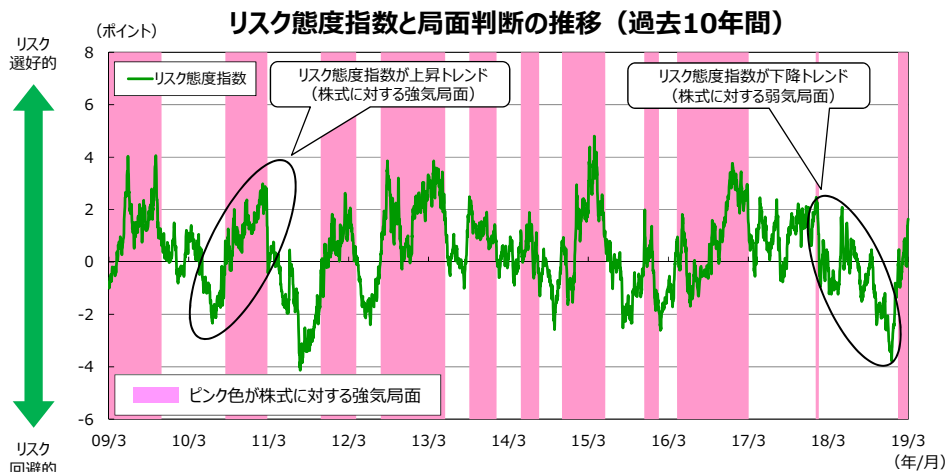
(ご参考) リスク態度指数について

リスク態度指数とは？

- 市場のリスク選好度合い（株式に対する強気・弱気等）を判断するために、様々な資産*のリスク・リターン分析を行い、それに基づいて、当社が独自に作成した指数です。

* 内外の株式、債券、リート、通貨等
20以上の資産。

- リスク態度指数が上昇トレンドに入った場合、株式に対する強気局面に転換したと判断し、反対に同指数が下降トレンドに入った場合、株式に対する弱気局面に転換したと判断します。



(注1) データは2009年3月19日～2019年3月19日。日次計測。

(注2) 資産配分は、リスク態度指数を用いた局面判断に合わせて、株式に対する強気局面では株式70%、債券30%、株式に対する弱気局面では株式25%、債券50%、現金等25%、局面移行の際には45日間の移行期間として株式50%、債券50%にて計算したもの。

※上記は過去のデータを基に当社が行ったシミュレーションの結果であり、当ファンドの運用実績ではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。一定の前提条件に基づくものであり、実際の運用においては、市場動向等の諸条件が異なることによりパフォーマンス等は大きく異なります。

ファンドの特色

1. トヨタ自動車およびそのグループ会社*の株式と債券等に投資します。
 - 実際の運用は、「トヨタグループ株式マザーファンド」、「トヨタグループ・グローバルボンド・マザーファンド」（以下、それぞれ「株式マザーファンド」、「債券マザーファンド」といいます。）を通じて行います。
 - 主として、トヨタ自動車およびそのグループ会社が日本の取引所に上場する株式、および内外で発行する債券等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。
 - *グループ会社とは、株式の場合はトヨタ自動車の有価証券報告書、四半期報告書およびこれらに準じる公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社をいい、債券の場合はトヨタ自動車の国内外の連結子会社および持分法適用関連会社（非上場会社を含みます。）をいいます。（以下、同じです。）
 2. 株式に対する強気・弱気局面への転換点を判断し、機動的な資産配分調整を行います。
 - 市場のリスク選好状況を定量的に捉えて市場の局面判断を行う*とともに、局面転換に応じて機動的な資産配分を行います。
 - *内外の株式、債券、リート、通貨など様々な資産のリスク・リターン分析を行い、それに基づいて独自に作成したリスク態度指数を利用します。
 - 株式に対する強気局面（リスク選好的な局面）では株式マザーファンド70%、債券マザーファンド30%程度の資産配分とし、株式に対する弱気局面（リスク回避的な局面）では株式マザーファンド25%、債券マザーファンド50%、短期金融資産・日本国債等25%程度の資産配分を行います。
 - 局面判断の有効性を高めるため、資産配分の切替えを行う際に一定の移行期間を設けます。移行期間においては株式マザーファンド50%、債券マザーファンド50%程度の資産配分とします。
 3. 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ※ 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、グループ会社の定義等に大きな変更があった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、主に日本の株式や内外の債券を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。ファンドの基準価額は、組み入れた株式や債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。

基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

■ 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

■ 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

投資リスク

■ 投資銘柄集中リスク

ファンドは、原則として、トヨタ自動車およびそのグループ会社が発行する株式や債券に限定して投資するため、特定の業種、発行体や銘柄の組入比率が高くなる傾向があり、基準価額が大幅にまたは継続的に下落する可能性があります。

また、日本の株式市場全体の動きや世界の債券市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

〔分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

お申込みメモ

購入単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

購入代金

販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

換金単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目以降にお支払いします。

信託期間

2014年7月3日から2019年11月13日まで

決算日

毎年11月13日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配金額を決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

配当控除の適用はありません。

※上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

お申込不可日

ニューヨークまたはロンドンの銀行休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料
ありません。
- 信託財産留保額
ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に年1.0692%（税抜き0.99%）の率を乗じた額です。
- その他の費用・手数料
上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。
- ※ ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社	ファンドの運用の指図等を行います。 三井住友アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ホームページ：http://www.smam-jp.com 電話番号：0120-88-2976 [受付時間] 営業日の午前9時～午後5時
受託会社	ファンドの財産の保管および管理等を行います。 三菱UFJ信託銀行株式会社
販売会社	ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。

販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種 金融商品取引 業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 金融先物取引 業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○			○		
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第20号	○					
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号	○	○		○		※1
ほくほくT T証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第24号	○					※1
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		

備考欄について

※1：ネット専用

【重要な注意事項】

- 当資料は三井住友アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。